

福祉文教常任委員会議事録

(令和3年3月4日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和3年3月4日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 山田 強 副委員長 建石 良明
委員 斧田 秀明 西田いく子
藤井千代美 辻本 博之
辻本 馨 中村 直幸
森田 忠彦
議長 村井 浩二
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二
副町長 藤原 幹 教育次長 池田 貴則
教育長 勝良 憲治 高齢介護課長 武部 勝浩
総務部長 小角 孝彦 保険医療課長 子安 逸二
まちづくり推進部長 村上 正規 教育総務課長 池田 貴則
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第2号 太子町国民健康保険条例中改正の件
(2) 議案第3号 太子町介護保険条例中改正の件

午前 9時30分 開会

○山田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたしましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして議案第2号、太子町国民健康保険条例中改正の件他1件、予算案といたしまして議案第6号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）他4件の、以上、合わせて7件でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○山田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件が2件、補正予算案件が2件、当初予算案件が3件の計7件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ここで、審議の順序でございますが、本日は、議案第2号、第3号の条例案件2件をご審議いただき、2日目の11日には、議案第6号、第7号の補正予算案件、議案第9号、第12号及び第13号の当初予算案件3件をご審議いただきたいと思いますと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○山田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日は、議案第2号、第3号の条例案件2件をご審議いただき、2日目の11日には、議案第6号、第7号の補正予算案件2件、議案第9号、第12号及び第13号の当初予算案件3件をご審議いただきます。

それでは、条例案件の議案第2号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 おはようございます。

議案第2号、太子町国民健康保険条例中改正の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中であることから、書面により開催いたしました太子町国民健康保険運営協議会の答申を受けて、保険料賦課限度額を大阪府国民健康保険運営方針に定める府内統一基準に合わせるための改正を行うほか、平成30年度から、国民健康保険の広域化に伴う保険料率の統一に当たり、統一保険料率との乖離が大きく、保険料の引上げ幅が大きくなる市町村に適用されていた公費による激変緩和措置を、統一保険料率を引き下げることがを目的に府内全市町村に拡大することに伴い、これまで公費による激変緩和措置を受けてきた市町村に対する経過措置として、令和3年度から対象となる市町村に保険給付費等交付金の特別交付金が交付されることとなったことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、恐れ入ります。議案書の3枚目、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第14条の6は、基礎賦課限度額といたしまして、医療分保険料の賦課限度額についての規定でございます。現在の61万円から大阪府国保運営方針における府内統一基準としている国基準である63万円に引き上げる改正を行っております。

次に、第14条の11は、国保保険料のうち、介護納付金分に係る賦課限度額の規定となっており、現在の16万円から17万円に引き上げる改正を行っております。

尚、今回、医療分と介護分の賦課限度額の改正によりまして、今回据え置くこととしております後期高齢者支援金分の賦課限度額19万円を合わせた賦課限度額の総額では、現在の96万円から99万円に引き上げることとなります。

次に、第20条の2は、保険料の減額として政令軽減に係る規定となっており、第1項では基礎賦課分といたしまして医療分の保険料減額時における賦課限度額を、第3項では後期高齢者支援金分の保険料減額時における賦課限度額を、第4項では介護納付金分の保険料減額時における賦課限度額をそれぞれ第1項を読み替える内容で規定しており、61万円を63万円に、16万円を17万円にそれぞれ改める改正を行っております。

次の頁、1枚おめくりいただきまして、次の頁、2分の2頁をお願いいたします。

附則におきまして第8条を新設し、今回の公費による激変緩和措置の府内全市町村への拡大により、影響を受ける市町村に対して交付される保険給付費等交付金の特別交付金を保険料率の算定に際して対象となる事業費納付金等の経費から控除できる旨規定することで、令和6年3月31日までの経過措置期間中において、当該特別交付金により保険料率を引き下げることとしております。

恐れ入ります。2頁お戻りいただきまして、一番下の附則でございます。

第1条では本条例を令和3年4月1日から施行することとし、第2条においては本条例による賦課限度額は令和3年度分以降の保険料について適用することとし、令和2年度分までの保険料については、尚、従前の例によることとして経過措置を設けております。

簡単ではございますが、議案第2号太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 では、最高限度額、賦課限度額が引き上がったということで、この到達する世帯かな、世帯数なのかな。それと、この世帯での増額分、金額は幾らなのか。この対象になった方たちの所得はどれぐらいなんですか。

○子安保険医療課長 まず、ご質問いただきました今回96万円から99万円に引上げのほうさせていただきます。この99万円に到達している世帯数でございますが、世帯数で申し上げますと27世帯となります。

それと、今回、医療分、介護分、それぞれ引上げのほうさせていただいておりますが、今回の引上げによって保険料のほうのより多く収納できる額というんですか、影響額と言ってもいいかと思うんですけれども、その額に関しましては、合計で73万9千円となっております。

それと、もう一つ、到達する所得、収入ということでよろしいですかね。今回、96万円を99万円に引上げのほうをさせていただいておりますが、従前、96万円であった際には、給与収入、単身者の給与収入で申し上げますと980万円の収入であった方

が今回99万円に引き上げさせていただくことにより、給与収入、単身で申し上げますと、1千万円程度になるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○西田委員 もう一つの今回の条例でうたわれている激変緩和措置が全面拡大されるということは、太子町にとっては保険料が少しでも下がるようになるのか、上がることになるのか、影響はどのようなふうに出てくるんですか。

○子安保険医療課長 今回の激変緩和措置の全面拡大、府内市町村に拡大する内容でございますけれども、従前、この激変緩和措置に関しましては、今回の統一保険料率に統一することにより、保険料率の上げ幅が大きくなる市町村に対して個別に激変緩和措置を取っていたものを、令和2年度で申し上げますと、この個別の激変緩和措置を取っている市町村が府内43市町村中34市町村に対して激変緩和措置を行っている状態となり、被保険者数で申し上げますと、9割の被保険者数、この34市町村の中に大規模な、例えば、大阪市であるとか、大規模な保険者が含まれてるということで、被保険者ベースでは約9割の方に激変緩和措置を行っていたというところでございます。

激変緩和措置が取られている市町村に関しましては、一定程度保険料の抑制という形は取られているわけですが、ここに集中的に公費を投入することで、激変緩和措置を取られていない市町村に関しては、割高と言うと語弊があるんですが、極端に他の市町村に比べて高い保険料を納付しなければならないというような状況となったことから、令和3年度から、激変緩和措置財源が全ての市町村に対して充当していくことで府内の統一保険料率を押し下げようやないかという形に変わったものでございます。

ご質問のあった太子町にとってそれはどのような影響が出てくるのかというところでございます。令和3年度の統一保険料率による1人当たり保険料においては、太子町の現在の保険料よりも高くなっております。ですので、令和3年におきましても、太子町につきましても、引き続き令和6年の統一保険料率への統一の単位、保険料率の引き上げというものが必要になってきます。

ただ、先ほど申し上げましたように、統一保険料率が引き下げられるということは、6年後に統一しなければならない、最終的に到達しなければならない統一保険料率が下がってくるということで、実際に6年に到達する目標とっていいんですかね、目標とするところが、点が引き下げられるということで、具体的に令和3年度にどのような影響があるのかと言われますと、特に影響はないという、目標が下がることによって、1年

で上げていかなければならない引上げ幅は圧縮することは可能かとは思いますが、直接太子町の保険料が下がるといった効果にはならない。

ただ、最終的に到達しなければ目標としている統一保険料率は引き下げられると、こういった影響になってくるものというふうに考えております。

以上でございます。

○西田委員 本当にこの方針がどうなっていくかというのはいろいろ府内の市町村も意見を言っておられるんですけども、これ1つだけじゃないと思うんですけど、太子町も声を上げてらっしゃると思うんですが、本当に高いと、国民健康保険料。国保、大阪府の国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方、これもホームページに載ってるんですけども、すごい太子町も声上げてくれてますけど、堺市なんか、だから、保険料率の府内完全統一時期の延期も含めて大綱を検討することを強く求めると言っておられるんです。本当に、現場で住民さんにて保険料払ってくれてる人の顔が見えてるところからいくと、その分、合わさなあかんからといって、どんどんどんどんこのカーブで保険料上げていかんのはつらいと思うんですけど、太子町もそういう意味ではどういった声を上げてるんですか。

○子安保険医療課長 どういった声を上げてるかのご質問でございます。

今回、公費による激変緩和を行い、全域に拡大するという事で、個別に当たっていた激変緩和措置財源が全面拡大されることによって、個別の一つひとつの市町村で見えますと、今まで当たっていた激変緩和の公費が広く薄く当たってしまうということで、逆に申し上げますと、従前の激変緩和措置が取られていた市町村に関しては少なからず負担が増えてくるということになります。

そういったこともありましたので、今回の全面拡大に当たっては、統一保険料率の引下げを目的とする今回の全面拡大を否定するものではないですが、これら、従前の公費による激変緩和措置が取られていた団体に対して何がしか経過措置的なものを取っていただけないかということで、大阪府の広域化調整会議というところがあるんですけども、そこにそれぞれのワーキンググループを数日、太子町としても経過措置を配慮していただけないかということで経過措置を要望する、そういった声は上げさせていただいております。

以上でございます。

○西田委員 よその団体も本当に声を上げてらっしゃって、太子町の今おっしゃったよう

なことに対して、府はその影響について十分配慮した内容となるよう努めてまいりますとは答えておられるんですけど、努めるんじゃないかと、配慮してもらわなあかんし、努力を大阪府がしてもらわなあかんと思いますので、引き続き大きな声は届けていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山田委員長 ほかにございせんか。

○西田委員 これ、ちょっとお尋ねしたいんですけども、共産党としても、子どもの均等割、せめて、均等割高過ぎるから、子どもの均等割は引き下げてくれというのを声上げてきましたし、少しこの間でも割合変わったりもしてると思うんですけども、今、厚労省、22年度から導入を予定しているという報道があったんですが、それは耳にしてるのか。

それと、聞けば、太子町、先ほど賦課限度額上げても、27世帯でしたけれども、これによって、今の太子町の子育て世帯に当たると思うんですけど、何世帯が対象になるのかなというのが分かっていたら教えていただけますか。

○子安保険医療課長 ただいまご質問いただきました子どもの均等割の減額、これにつきましては、従前から西田委員のほうからご質問等々いただいております。これまでの統一の過程においても、西田委員のほうからありましたように、賦課割合を変更することでそういった多人数の世帯に配慮するような形での保険料賦課というようなことを大阪府でも行っております。

そして、ただいまご案内のありましたように、国の社会保障審議会、こちらのほうで、令和4年度から子どもの均等割、これを半分にする、5割を提言するという措置を実施するということが大阪府を通じて情報としていただいております。

具体的な内容といたしましては、ただいま申し上げましたように、子どもに関しては、子どもの均等割を2分の1、5割軽減すると。さらに、そのお子さんのご世帯が7割、5割、2割の政令軽減を受けている場合、この場合にも、7割軽減でしたら残りの3割分は負担いただいているわけですから、その3割分を半分に軽減するという措置の内容でございます。

太子町の子どもでございますが、太子町の子どもにつきましては未就学児ということで聞いております。

また、この軽減によります財源の措置でございますが、この財源措置に関しましては、2分の1は国庫で、残り2分の1についてはそれぞれ都道府県と市町村で4分の1ずつ

の負担ということで聞いております。

また、本町の現在の住民被保険者における対象となる世帯というご質問でございましたが、ちょっと世帯のほうは把握できておらないんですが、未就学児の被保険者、これに関しましては、直近の1月のデータで申し上げますと、96名、未就学児がいらっしゃいますので、このお子さんたちが令和4年、このお子さんは就学してしまうと当然外れてしまうんですけれども、令和4年時点での同様に未就学児が軽減を受けるという形になります。

以上でございます。

○西田委員 前進した、一步前進したことはうれしいんですけど、国がそこに手を入れて、子どもの均等割を軽減すると言うんであったら、国が全額出してくれるのが一番の筋やと思うんですけれども、また太子町に負担かかるというのが、片方で喜べるけど、片方どうやねんと思うところは、これもやっぱり国のほうに言うていかんとあかん話かなと思いますので、努力をお願いいたします。

それと、コロナ減免が入ったと思うんですけれども、現時点で、コロナ減免の申請数は多いですか。

このコロナに限ってですけれども、国保でも傷病手当を出そうということになりましたが、国保加入者でコロナに感染した人ということになると、この傷病手当を受けた人はいらっしゃいますか。

このコロナ禍で生活苦しくなったとか、仕事失ったという方が増えていると報道されていますけれども、太子町の国保を見て、そういう世の中の動きが太子町にも現れてるなというようにお感じになってますか。

○子安保険医療課長 コロナ減免、令和2年度に新たに創設された制度でございます。こちらのほうの減免申請と言いますか、減免を実際に受けておられる方になるんですけれども、令和2年度中に減免を受けられた方が被保険者数25名となっております。

そして、実際、どのぐらいの保険料の減免受けられたかといいますと、減額、減免額といたしましては、564万8千570円の減免を実際に実施いたしております。

それと、加えて、傷病手当金、こちらも同様に令和2年度から新たにコロナ対策の1つとして創設させていただいた制度でございます。条例改正並びに補正予算組ませていただきました。こちらにつきましては、幸いにとまったほういいのかと思うんですけれども、対象者の方がいらっしゃいませんでしたので、予算等についても執行はいたして

おりません。

また、このコロナ禍における国保の被保険者数の推移、離職されて国保に入られてる方が増えているかどうかといったところのご質問かと思えます。令和2年の国保の被保険者の異動、こちらに関しましては、まだ集計のほうがかっちりできておりませんので、全く感覚的なお話になって誠に恐縮ではございますが、毎月の大阪府のほうに出しております月報、こちらのほうに国保の新規加入者の内容の部分がございまして、そこで、毎月、一応人数が来ておるんですけれども、特に令和2年度において急激に増えているといった状況は今のところ見られていないというのが感想でございます。

以上でございます。

○西田委員　そういう職を失ってという姿はちょっと見えづらいようなんですけれども、減免申請されてる方がいらっしゃるといことは、国保の中で生活苦しなった、今までの対象に入ってたの中で苦しなくなった人が現れてるのかなと思うんです。これは、引き続きコロナのこの減免とか傷病手当とかは次年度にも引き継がれていくんですか。

○子安保険医療課長　今ご質問いただきました傷病手当金、並びにコロナによる収入減少による減免、これは令和2年度に、先ほども申し上げましたように、新たに創設された制度でございます。現行制度におきまして、一定、令和2年度末で制度が失効というんですか、2年度までの期限的な措置で現在運用はされておりますが、傷病手当金については、先だって、令和3年度においても継続的に実施していく旨、国のほうから連絡が入っております。

また、コロナによる収入減少による減免、こちらに関しましてはまだ決定した旨の通知は入っておりませんが、去年におきましても、新年度に入ってからの実施の通知ということになっておりました。その辺は、初回の賦課が、国保に関しては6月というような賦課時期の関係もあって、と、国における予算の決定状況というところからそういう形になってるかとは思いますが、コロナ減免に関しては今のところ、継続する決定をしたという旨の連絡はまだ来ておりません。

以上でございます。

○西田委員　傷病手当金を受け取る方、コロナに感染された方がいらっしゃらなくてというのは喜ばしいことやと思えます。

ただ、これも傷病手当金、国保にもつけてくれというのはずっとずっと言うてきて、中々できなかつたんですけれども、コロナ感染症が1つのきっかけとなってできて、だ

から、よその自治体でこれを機に、コロナにも限らずに事業主さんにも何かあったときには傷病手当金出しましょうという自治体も出始めてますので、太子町としてもそこに踏み込むようにちょっとこれから考えていただきたいと思いますので、要望しておきます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○西田委員 議案第2号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、意見を付けて賛成の討論を行います。

介護保険料賦課限度額について1万円、医療分保険料賦課限度額について2万円、合計3万円引上げる改正により、中間所得者層の保険料が一定軽減されることになるということですが、この増える額は僅か73万9千円とのことです。国保制度は2018年から都道府県化が進められていますが、大阪府は国の方針を先取りし、標準保険料率どころか、統一保険料率を目指しているため、全国でも群を抜いて高い保険料になっています。

賦課限度額引上げによって生まれた73万9千円に加え、太子町も基金を投入して値上げ幅を抑える努力をしてくれていますけれども、値上げになることは変わりありません。大阪府に対し、国保体制運営の責任主体としての責務を果たし、国、公費の投入拡大を求めると共に、さらに大阪府の繰入金等を投入するなど、大阪府が主体となって被保険者の保険料負担を緩和させるための方策を講じることを求めると共に、太子町としても高過ぎる国民健康保険料の引下げを求めまして、意見を付けての賛成討論いたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○武部高齢介護課長 おはようございます。

議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、令和3年度から令和5年度までの太子町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に伴う保険料率の改定等を行うものでございます。

具体的な改正の内容といたしましては、令和3年度から令和5年度までの介護保険料基準額、これは第5段階でございますが、6千480円で年額7万7千760円とし、平成30年度から令和2年度までの基準額より3千960円の増額といたします。

また、平成30年度の税制改正により給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げると共に、基礎控除を同額引き上げることとされたため、介護保険法施行規則も同様に改正され、第1号被保険者の保険料設定における、令和3年度から令和5年度までの第6段階、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額の見直しに伴い、本条例においても基準所得金額の見直し及び字句の修正を行うものでございます。

それでは、議案書の4枚目の新旧対照表をお願いいたします。

第2条は、保険料率に関する所得区分について規定しており、第2条第1項「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」とし、同項第1号「36,900円」を「38,880円」に、第2号「53,140円」を「55,990円」に、第3号「55,350円」を「58,320円」に、第4号「66,420円」を「69,990円」に、第5号「73,800円」を「77,760円」、第6号「88,560円」を「93,320円」に、また同号ア中の改正につきましては、税制改正による所要の改正としまして、「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」、及び、その下「得た額」の後に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」、また、「以下」の後、「この項において」を削除しております。

第7号「95,940円」を「101,090円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に、これは先ほどご説明いたしました基準所得金額の見直しによるものでございます。第8号「110,700円」を「116,640円」に改め、同号ア中

「300万円」を「320万円」に、これにつきましても、基準所得金額の見直しによるものでございます。

次の頁をご覧ください。

第9号「123,990円」を「130,640円」に、第10号「129,150円」を「136,080円」に、第11号「136,530円」を「143,860円」に、第12号「143,910円」を「151,640円」に改正いたします。第2項から第4項につきましては、本来の第1段階から第3段階の保険料率から消費税措置に伴う新たな保険率に改定しているための読替規定となっております。

第2項中、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「22,140円」を「23,330円」に改め、第3項中、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「22,140円」を「23,330円」に、「34,690円」を「36,550円」に改め、第4項中、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「22,140円」を「23,330円」に、「51,660円」を「54,440円」に改めます。

附則につきましては、基準所得金額の見直しにより、適用区分を明らかにするために追加するものでございます。

この改正につきましては、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件につきましての説明は以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 介護保険制度ができて20年にもなるんですけども、できた当初、家族介護から社会で支える介護へ、このスローガンを掲げて導入されたんですけども、20年たった今、このスローガンが今も尚生きているとお考えですか。

○武部高齢介護課長 現在、社協とのパートナーシップ等も掲げまして、地域で支える介護ということで、いろんな事業等を実施しております。例えば、認知症施策につきましても、家族で抱えておられる方ももちろんおられます。そういう方につきましても、社会全体で支えていくというような仕組みも現在つくっております。

ですので、先ほど委員おっしゃったように、社会で支えるというスローガンにつきましては、現在も継続しているというふうに考えております。

○西田委員 おうちの中で家族が介護して大変やねというところがあったんですけど、では、そういう家族介護も随分減っているという状態ですか。

○武部高齢介護課長 実際、家族で抱えておられる方というの中には数多くおられると思います。その中で、実際に介護を実施、介護をされている家族につきましても離職されているというふうな話も現在、国のほうを通じて実際には聞いておりますが、ただ、太子町におきましては、実際にちょっとそういう相談につきましては今のところは受け付けてはおりませんが、今後、介護離職等も含めまして、その辺、実際に今後、介護制度の運営につきましても考えていかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○西田委員 20年間かけて介護離職者が増えてきているのは、制度に問題があるとお考えですか。

○武部高齢介護課長 実際、働き方改革等にもよると思うんですが、実際、先ほど申しました本町だけでは中々その働き方改革につきましても検討が中々難しいところもございますが、実際、国・府を通じて、今後、どういうふうな仕組みをつくっていくのかというところも検討していかなければならないというふうには考えております。

また、第8期の計画の中におきましても、介護離職につきましても、事業等、実際、どうしていくかというふうなところもうたわさせていただいている状況でございます。

以上です。

○西田委員 20年かけて、どんどんどんどん負担も増えてきてますし、負担増えた分、サービスが良くなるんやったらいいんですけど、介護から要支援に追い出したりとか、サービスも取り上げてきたじゃないですか。

そういう給付を削減してきたことが利用者や家族を苦しめ、仕事もやめなあかんような人も出てると思うんです。コロナ禍の中で、この利用している人だけでなく、今、介護事業者も、従事者、介護で働いている人も苦しい思いしてるのが、今の介護保険の現実やと思うんです。

だから、負担増やサービス取上げが介護離職者を生んでいるという認識はございますか。

○武部高齢介護課長 実際、介護が負担になるというふうなことで、実際に要介護度が上

がっていくにつれ、介護につきましても、家族さんにつきましてもかなり大変な思いもされているというふうに思っております。

そういうふうにならないために、介護予防のほうを充実させていく取組を現在ずっと進めている状況でございます。住民さんのニーズにお応えさせていただきまして、新たに2015年の法改正がございました。その中で、総合事業も実施させていただいております。実際、その中では、訪問看護であったりとか、住民主体のサービス等を利用していただいております。介護予防につなげていくというふうな事業も実施させていただいている状況でございます。

以上です。

○西田委員 介護予防をして、介護にかからんと、行きたいところにも行けて、そういう生活を送って最期迎えられた、それは幸せなことなんやけれども、そうじゃない現実があって、では、こだけ高い介護保険料払って、さあ介護を受けようと思ったときに、あなたのそれは無理ですよ、この利用料払えませんかという現実があるというのは認識されてますかね。

○武部高齢介護課長 そうですね。実際、利用料等につきましても、介護度の度合い等によりましてやはり変わってくるかなというふうには考えております。

○西田委員 持続可能な制度設計とかいうんですけれども、制度が持続可能でも、そこに人がついてこなかったら、生活としてそれが成り立っているのかというのをよう考えなあかんと思うんですよ。被保険者が保険料が払えない、利用料が払えない状況、これどうすればいいんかというのを考えるのが太子町の務めだと思うんです。住民さんへの負担についても、相手の身になって痛みを感じながら十分配慮した上で初めて持続可能な制度になると思うんですよ。

だから、大阪府の平均介護保険料、月額基準額、第8期まだ出そろったの私は手に入っていないので、第7期で見ましたら、平均やからちょっとばらつきあるんですけど、中の自治体が、第7期で、沖縄に次いで2番目に高いのが大阪で6千630億円とあったんです。太子町は、6期から7期の保険料、これ据え置きましたよね。6期のときは、府内で7番目に高い保険料、大阪それだけでなく高いのに、その大阪の中でもベストテンに入る保険料から、第7期は、基金入れて、19番目に下がったんです。それでも、全国平均、7期のときが、5千869円やから、それに比べて、第7期、6千150円でしたよね、太子町。だから、高い。全国平均より高い保険料を払っているのが太子

町の住民さん。

この8期を迎えるわけですが、改めて聞くけど、保険料月額、月額の基準額は幾らになるんですか。

○武部高齢介護課長 第8期の月額の基準料でございますが、6千480円、第7期が6千150円だったんですけれども、330円のアップというふうな形でございます。

以上です。

○西田委員 近隣では、据置き、引き下げるとい自治体も聞いているんですけれども、そういう中で引上げるということは、府内で何番目に高い保険料になるんですか。

○武部高齢介護課長 第8期の計画の保険料の順位ということでございますが、現在、うち、実は大阪府下全市町村に照会をさせさせていただきました。その中で集計させていただいた結果、太子町につきましては上から8位というふうな形になってございます。

○西田委員 高い保険料がベストテンに入るのが名誉なこととは思ってませんよね。

○武部高齢介護課長 特に名誉というふうなことでは思っておおりません。

○西田委員 本当に、介護保険料の料金は何年見て料金を設定していくんですか。

○武部高齢介護課長 介護保険料につきましては、3ヶ年、今回につきましては、令和3年度から令和5年度の期間内の設定をさせていただいておるところではございますが、実際、介護保険サービス、それと、地域支援事業を円滑に実施することを目的に、各事業、安定的に実施し、第8期計画につきましては、団塊世代が75歳以上となる令和7年、それと、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期的な計画となっております。

未来、本町の高齢者福祉施策を安定的に実施するためにも、第9期の計画を視野に入れた計画というふうな形で、実際には基準額は上がってしまうんですけれども、その辺、3ヶ年の計画ではなるんですけれども、実際に、第9期の計画につきましても視野に入れた形で計算のほうさせていただいてる状況でございます。

以上です。

○西田委員 今、おっしゃったようなこと、安定的に供給せなあかんし、団塊の世代が増えますよとか、中長期的にというのは、第7期の介護保険の、今、安価と言ってますけど、このときにも書かれてました。その状況、3年前も変わらずにあったと思うんです。

でも、では、3年前、第7期の保険料を計算するときはどうしたか。増えるのも分かってるし、国も言うてる。その団塊の世代増えるときちょっと気つけやというの。

でも、保険料据え置いた。3年見るから。では、何でその方針が変わったの。それは、国がそうしろという方針が変わったのか、太子町の考えが変わったのか、どちらですか。

○武部高齢介護課長 各計画策定年度におきまして、次期の計画期間の、例えば高齢者人口の増、それに伴う給付費の増など、介護保険情勢を考慮しつつ、保険料を設定してきたというふうには考えております。

その際、例えば、その基金の導入についても検討されて保険料設定されてきたというふうには考えておりますが、今回、第8期の計画につきましても、先ほど申しましたとおり、令和7年度、それと、令和22年度を見据え、ある一定準備基金のほうもつぎ込むというふうなことで、保険料の上昇を緩やかにするものでございます。第9期で予測される保険料から上昇というものがあまり大き過ぎず、また、少な過ぎずというところを見計らい、今回、こういうふうな形の設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○西田委員 そしたら、準備基金、今現在、幾ら残っているんですか。

○武部高齢介護課長 実際、令和元年度にある分、その分、令和2年度に持ち越しした分につきまして、合計1億1千800万円となっております。

以上です。

○西田委員 では、第7期の最初に、資金は全額投入しますとその当時の担当課の方がおっしゃってたんですけども、全額投入して、据え置いてよかったね、値上げせんでよかったねと言うてて、1億1千800万円も残ったというのは、第7期の保険料設定が間違ってたということになるの。

○武部高齢介護課長 実際、間違ってたということではないんですけども、かなりの介護予防のほうに関する事業を実施させていただいて、また、充実させていただいております。介護予防の、先ほどもありました介護予防日常生活総合支援事業、これも高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援することとしまして、本町においても多様なサービス事業の実施です。それが現在の介護予防の実施につながってるというふうなことで、介護予防を充実させてるというふうなところに影響が出てきてるかなというふうには考えております。

以上です。

○西田委員 では、もうこの第8期はしないんですか。第7期が1億1千800万円も残ったのは、太子町が一生懸命努力して、本当住民さんも巻き込んで、社協の方にも協力

してもらって、介護予防が功を奏して余った、取り過ぎたん違うねんと、介護予防がうまいこといったから介護に行く人が少なかったんや、介護の閉め出したわけでもないとおっしゃるんやったら、それを続けるか、それをもっと力を入れたら、据え置いても残ったんでしょ。次は残るのと違うんですか。

それとも、もうしない、介護予防、これ以上は。

○武部高齢介護課長 介護予防につきましては、実際、先ほど言いました総合事業等、今後もちろんのことながら引き続き実施させていただきます。その中で、第8期、第9期に向けても、実際、住民さん、高齢者の方々のニーズにお応えできるように、介護予防の実施については引き続き継続してまいります。

○西田委員 それをやれば、介護保険料の上昇は抑えられると思うんですよ。

せやのに、それを抑えていくのに、第9期ですか。第9期違うわ。その先を、第9期か。22年にはもっと大変になるからというて、大変になるから貯金せなあかんという、貯金、先言うてしまいましたけど、1億1千800万円のうち、何ぼ今回の第8期のお金をつぎ込んだんですか。

○武部高齢介護課長 そのうち、5千万円の準備基金を投入させていただいております。以上です。

○西田委員 本当に、ずうっとこれまでの太子町の3年ごとの引上げのやつを見てみたんですけれども、1回だけやね。富田林市の合併問題で、あのときは保険料も富田林市に合わせてたから、太子町として計算も投げ捨てて富田林市に合わせたから、そのとき、大阪府にお金借りまして、一遍、そのとき、3年見るからお金借りたの返さなあかんというたら、3千178円から4千860円に1千682円、今、330円言うたけれど、もう臆面もなく、1千682円もそのとき値上げしてん。それ3年見て。その先、この3年前かって、2006年やけど、2040年になって、その先に見えてるじゃないですか。2040年に65歳以上になる人が急に増えるも減るもなく、もう生まれて育ててる人たちやねんから、そんな中でも、1千682円を3年見てあげた。その次のときには据え置いて、その次、上げて、このときかって、でも、この上げたとき、第4期から第5期上げたときも、全額投入しますと言うて投入してるんです。それから、第6期、このときも950円、一遍に上がったけど、上がるけど、ちょっと全額という言葉は引き出してないから分からないんですけど、基金充当しますと。それでも、まだ高いから低所得者が少しでもましになるようにというて。これはその次や。段階増やしたりもし

てるじゃないですか。この第7期は、9段階から国の基準よりも増やして12段階で、少しでも階段を増やして滑らかにしようということもやって、全額って何ぼやと言ったら、8千700万円を全額投入しますと言いはったんです。この基金、何で入れるんですかと言うたときに、第6期の計画時の計画値と実績値の乖離がありましたというところで、3年含めて黒字となりました。その黒字を当然基金という形で準備基金に貯めるような形をとっているんですけれども、これを第7期計画の財源に充当しますとおっしゃってるんです。3年の分で余った分は、ほんまは3年で使わなあかんやつが、次に全部充当しますと。全額なんか、ちょっとぐらい残したんか分からへんけど、充当しますと言うてきたのが太子町やねんけど、1億1千800万円の半分も使わずに、まだ貯金しますというこの方針は、太子町のこの先が心配やから貯金せなあかんという方針は今まで取ってなかったと思うんですが、今回そういうふうになったのは、町長ですか、副町長ですか。何でなのかを教えてくださいませんか。副町長か町長をお願いします。

○藤原副町長 過去、ちょっと基金の入れ方とか、すみません、私、正直、細かいところまで分かりませんが、今回、次期の保険料を算定する上で、今回、全額、例えば、仮に増額すると、次の保険料が急激に上がるということも踏まえまして、こういう形でさせていただきます。

○西田委員 急激に、330円なりもっとと言うたって、1千682円上がったときあるんです。それ以上に急激になることは絶対ないと思うんですけれども、3年置きって、3年の計算はしても、計算間違いなんだか、介護予防が功を奏したんだか分かりませんが、余ってきてる。これまでも余ってきてる。大阪府に借りたのは1回だけ、富田林市に合わせたそのときだけ。

今、大阪府内で、足りなくなっって府に借りてる自治体ってあるんですか。

○武部高齢介護課長 実際、お金、財政安定化基金になると思うんですけれども、借り入れているというふうなところについては聞いてはおりません。

○西田委員 それだけみんなちゃんと計算しはんねん。それも赤字になれへんようにちゃんと計算する。そやから、赤字になれへんようになるか、今言うたように予防に力入れるかして、借りてるどころ、ほんまに聞けへんし、本当に、逆に、大阪府、財政安定化基金何ぼ持ってるか分かります。ここ貯まる一方やと思うんですけど。

○武部高齢介護課長 すみません。今、府で財政安定化基金の残高、残高といいますか、予算規模についてはちょっとまだ情報のほう入っておりませんので、ちょっと不明なと

ころがございます。

○西田委員 また、特会があるので、そのときにでも教えてもらえたらと思います。

よその自治体やけど、介護の説明してるところに書いてたのは、65歳以上の人の保険料は、平成30年度から3年間の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の人が負担する金額を65歳以上の人の3年間の合計人数で割って基準となる額を求め、その基準額を元に個人負担分が重くなり過ぎないように、本人と世帯の所得や課税状況に基づき、段階別の保険料が決められます。

えらく丁寧に書いてるんやけれども、やっぱり3年間を見るというのが基準やと思うんです。それをちょっと変えてしまうというのは乱暴やなと思っております。ですので、中々これは認められないんですけども、では、せめて、せめて上げるとき、8から9に、1個しかないけど、段階上げて、ちょっとでもましにしようと思ったように、この9から10に上げて、ちょっとでもましにしようと思ったように、せめて段階を上げようとも思わなかったんですか。

○武部高齢介護課長 更なる多段階化ということでございしますが、高所得者の人数は、ほかの段階の所得基準に比べて少人数となつてございします。その少人数の方々に対してさらに多段階化の設定を行つても、影響額が少ない状況でございします。

また、第7期介護保険料の段階設定時より、第1号被保険者の所得分母に大きな変化が見られないことなどを踏まえまして、第7期の段階、それと基準額に対する割合を維持するというふうな形で今回、計画させていただいております。

以上です。

○西田委員 でも、一方で、やっぱり少しでもということで、所得の高い人も多い自治体かもしれませんけれども、18段階に細かく分けてる自治体があるの。先ほど、国保でこれがどんだけ影響あるのかなと思うぐらいの額やけど、3万円の賦課限度額上げることで、27世帯、金額にしてたった73万9千円と、その分ちょっと入るんですというような話もあったじゃないですか。段階分けることで少しでも変わるんやったら、ちょっとでも、ちょっとでも住民さんのために何かできるかなというのを考えましたか。何か聞いてると、次の期、次の期、9期のためにとしか聞こえないんですけども、これは私の耳がおかしいんでしょうかね。

○武部高齢介護課長 実際、準備基金につきましても、先ほども申しておる状況ではございしますが、例えば、国の考え方につきましても、計画期間の最終年度において残額があ

る場合には、次期保険料見込みに当たり準備基金を取り崩すということが基本的な考えというふうな形ではなっておるんですけども、ただ、各保険者においても、これは最低限必要と認める額を除いて取崩しを行うべきという記載もされております。なので、その中である一定裁量があるというふうなことは事実でございます。

先ほども申しましたように、やはり国が作成しております見える化システムというのがございます。そのシステムにおいても、確実に高齢者人口の増、それに伴う給付費の増というのがこれは見えてきております。

ですので、今回、保険料の伸びを緩やかに保つために今回の準備基金の取崩しというふうな形も考えた次第でございます。

以上です。

○西田委員 国としても取り崩して充ててくれていいと言うてるし、最低限と言っておられる。でも、自治体の裁量で決めていいと言っておられる。だから、自治体の裁量で決めてる。少なくとも直近の、第7期のときは全額投入しますと言いましたから、全額投入している。

でも、その後のこと考えたら、1億1千800万円のうち、5千万円しか使わんと、残すのが6千800万円で、残すほうが多いのが最低限なんですか、これが。

○武部高齢介護課長 実際、その5千万円という基金を投入させていただいた結果、今後の推計を見ますと、一番緩やかな形で伸びが進んでいくというふうな設定でございます。

また、今回、最低限必要と認める額等につきましても、計画期間中に給付費が増大するというふうなことがもしございましたら、その準備基金を使いましてその給付費増に対する措置を取るというふうな考えを持っております。

以上です。

○西田委員 今から計画中に急に要るようになって、そこ使うなんていうそんなあやふやな3年間計算してるんですか。

○武部高齢介護課長 実際、急激に給付費が増大するというふうなことはまず今のところは言い切れませんが、実際に、伸びが上昇するというふうなことも考えられることから、ある一定準備基金を残させていただくというふうな形で考えております。

○西田委員 給付費が伸びるということは、介護保険を利用する人が伸びるという形ですよ。

片方で、予防で一生懸命やってそれを抑えてますというのを進めると、これ以上に頑

張ると言うてるのに、そういう給付費が伸びるかもしれへんから置いとかなあかんと、矛盾しませんか。

○武部高齢介護課長 もちろんこれから介護予防につきましても実際に充実させていくところでは間違いはございません。

ただ、その中で、もしもというふうなところの考え方で給付費が伸びるというふうなことも考えられることから、実際にある一定の額を残すというふうなことで考えております。

○西田委員 そういうときのために大阪府に基金があるのと違うんですか。そうならんように、3年間一生懸命計算してるん違うんですか。

国保の1年を予定するのでも大変やなと思っているのに、それは3年というのはすごく大変やと思うんやけれども、これまでかって、その言うてる富田林市との合併を目の前にしてたとき以外は、全然そんなん失敗したことない。府内全部見渡しても借りてる場所ないですわというような状況じゃないですか。ほかのところは、この近隣にしても、そんな上げるの、私耳にしてないんです。それはあるかもしれせんけれども。引き下げるところもあるみたいに聞いている中で、太子町は大変なときに半分以上貯金を残して、この先、大変やからちょっと置いときますわと、それはちょっと成り立たない違うんですか。本当に、特に、福祉守っているところでやって、住民さんの福祉の向上のために頑張ってる、今コロナ禍でほんまに大変で、国かって、後ればせながらで、こんだけの金額では足りるのかなと思う額やけど、コロナ対策費を下ろしてくるわけじゃないですか。太子町でもそれを住民さんのために、どうやったらこの今の暮らし助けられるのかなというのを知恵絞って、この間、1次、2次お金使ってみんなに返してきたわけじゃないですか。

太子町としても、一般会計から繰り入れるのと言えへんわ。今まで3年かけたお金をなぜ貯金しようとするというその考えに至ったのかというのは、ちょっと恥ずかしい考え方やと思うんです。本当に、これ住民さんに納得していただけるかというのは、ちょっと危惧しております。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 当初の説明のところでも聞き逃したかもわからないので教えていただけたらと思うんですけれども、今回のこの条例案を出されるに当たって、手続き的なことというんですかね、今までの委員会というんですか、そういうふうなものも、コロナの関係で

一堂に会するというふうなことはできないとしても、書面による表決というふうな形で、委員会のほうについては取ってきているというふうなことで間違いはないでしょうか。

○武部高齢介護課長 介護保険事業計画等推進委員会の件かなと存じます。

この委員会につきましても、今年度、年4回開催させていただきまして、2月18日、最終の第4回でご承認いただいているというふうな状況でございます。

○斧田委員 承認いただいているということの確認させていただきました。ありがとうございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 一度その承認をされて、この金額ですと言うたんやけれども、最後ここにこの場に出てきたときに少し下がったときがあったんです。だから、そのときに委員さんが、いやそこで承認されてた金額より下がってええんかみたいなことを質問したら、いや、精査したら、こんだけや。100円、ほんの僅かやったんですけれども、そこで説明した額より下がったのは精査したからですと言いはったので、また、この金額を決めるのは最終この議会で、議会の承認もらわんとそれは丸になりませんので、そこで決まりますとおっしゃいました。それはもう議事録見ててありましたので、お伝えいたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○藤井委員 議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度は、執行後丸20年を経過しました。この20年間、サービスの削減や負担増を図る制度の見直しが繰り返される中、保険あって介護なしの事態もますます広がっています。

また、低く据え置かれた介護報酬の下で介護事業所の経営難が続いており、ヘルパーを初め、介護現場の人手不足は深刻化を増しています。介護従事者の給与は、全産業労働者の平均より月額9万円も低い実態は依然として改善されないままです。

この状態に追い打ちをかける新型コロナウイルス感染症の広がりが経営難、人手不足

で疲弊し切っていた介護事業所、介護従事者を直撃しており、全国で倒産する施設も生まれています。

今、必要なことは、介護基盤を強化し、介護の社会化にふさわしく、高齢化の進展に伴い、今後、一層高まっていく介護需要に 대응していくためにも、また、感染症のような新たな事態に対処していくためにも、介護保険制度の抜本的な改善は不可欠です。

私たち日本共産党は、高過ぎる介護保険料引下げのために、一般会計を繰り入れて保険料引き下げよう、一貫して求めてきました。

しかし、制度を盾に、繰入れはできないと歴代の町長は拒んできました。それでも高いという認識はお持ちでしたので、準備基金を活用し、保険料の値上げを抑える努力をしてきました。第7期では段階を9から12に増やし、さらに、第6期で残った準備基金全額、第7期計画の財源に充当するという努力をし、6期と同額に据え置いたわけです。

段階を増やす努力もせず、次の3年のために貯金が必要だと、コロナ禍で苦しむ住民の生活に寄り添う気持ちもなく、今を生きる住民に我慢を押しつける今回の介護保険料の値上げに反対の討論とします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

本議案は、第8期介護保険事業計画に基づいており、計画期間内の人口推計等を踏まえた保険料給付費の見込みや、地域支援事業の取組などを考慮し、算定されております。その内容は、第7期計画に引き続いて、団塊世代が75歳以上となる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、高齢者の抱える多様な課題、ニーズへの対応などを盛り込み、福祉施策と介護保険事業の基本的な考えや具体的な取組を示し、各事業の安定運営を目的とした内容となっております。

この度、介護保険料の改正は、低所得者に対する保険料軽減措置を継続しつつも、現状況下においてやむを得ないものであると考えます。

今後も高齢化がより一層進行していく中、地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現に向けた取組を進めていただくことを要望し、賛成の討論といたします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第3号を原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成6名・反対2名)

○山田委員長 賛成多数でございます。

議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を散会させていただきます。

午前10時43分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 山 田 強